

指名停止等の運用状況一覧（工事請負契約等）

業者名	本社所在地	指名 停止 期間	開始年月日	終了年月日	該当事項（※）	理由
アイサワ工業㈱	岡山県岡山市北区表町1 -5-1	4ヶ月	令和4年6月1日	令和4年9月30日	別表第2第6号 (競売入札妨害又は談合)	アイサワ工業の社員は、近畿中部防衛局が発注した「岐阜（2）評価施設新設建築その他工事」において、近畿中部防衛局建築課長（当時）から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月10日、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたため。
㈱錢高組	大阪府大阪市西区西本町 2-2-4	4ヶ月	令和4年7月8日	令和4年11月7日	別表第2第6号 (競売入札妨害又は談合)	錢高組の元支店長は、近畿中部防衛局が発注した「岐阜（2）評価施設新設建築その他工事」において、近畿中部防衛局建築課長（当時）から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で在宅起訴されたため。
㈱西原環境	東京都港区海岸3-20 -20	1ヶ月	令和4年7月8日	令和4年8月7日	別表第2第10号 (不正又は不誠実な行為)	西原環境株式会社は、令和3年8月19日、愛知県豊橋市いずみが丘処理場内において、労働者に水量確認作業等を行わせるに当たり、必要な安全措置を講じなかったことから、労働安全衛生法違反により、令和4年5月23日、同社と同社の使用人が豊橋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
㈱浅沼組	大阪府大阪市浪速区湊町 1-2-3マルイト難波 ビル	4ヶ月	令和4年9月21日	令和5年1月20日	別表第2第6号 (競売入札妨害又は談合)	株式会社浅沼組の元千葉営業所長は、千葉県市川市が発注した工事において、公契約関係競売入札妨害の容疑で、令和4年7月26日、逮捕されたため。
㈱鈴木塗装工務店	東京都足立区柳原2-3 0-14	1ヶ月	令和4年10月1日	令和4年10月31日	別表第2第8号 (建設業法違反行為)	株式会社鈴木塗装工務店は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和4年8月30日、関東地方整備局長より、監督処分を受けたため。
神稲建設㈱	長野県飯田市主税町18	1ヶ月	令和4年10月1日	令和4年10月31日	別表第2第10号 (不正又は不誠実な行為)	神稲建設株式会社は、共同企業体の代表者として木曾広域連合から請け負った解体工事において、令和3年1月20日、作業員の死亡事故を発生させた。この事故について、労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、令和3年12月15日、労働安全衛生法違反による略式命令を受けたため。
中外テクノス株式会社	広島市西区横川新町9番 12号	4ヶ月	令和4年10月21日	令和5年2月20日	別表第5号 (独占禁止法違反行為)	広島県教育委員会又は広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等において、計11社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会は、令和4年10月6日付で排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

西日本電信電話株式会社	大阪市都島区東野田町四丁目15番82号	2ヶ月	令和4年10月21日	令和4年12月20日	第4条3項及び別表第5号 (独占禁止法違反行為) (指名停止の期間の特例)	広島県教育委員会又は広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等において、計11社が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会は、令和4年10月6日付で排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 (西日本電信電話株式会社については、課徴金減免制度により課徴金が免除された。)
水道機工株式会社	東京都世田谷区桜丘5-48-16	1ヶ月	令和5年3月10日	令和5年4月9日	別表第2第8号 (建設業法違反行為)	水道機工株式会社は、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所や工事現場に配置していた。また経営事項審査において、虚偽の申請を行っていた。これらのことが建設業法第28条第1項本文及び第1項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、関東地方整備局長より、監督処分(営業停止及び指示処分)を受けたため。
株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5-48-16	1ヶ月	令和5年3月10日	令和5年4月9日	別表第2第8号 (建設業法違反行為)	株式会社水機テクノスは、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所や工事現場に配置していた。また経営事項審査において、虚偽の申請を行っていた。これらのことが建設業法第28条第1項本文及び第1項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、関東地方整備局長より、監督処分(営業停止及び指示処分)を受けたため。
五洋建設株式会社	東京都文京区後楽2-2-8	1ヶ月	令和5年3月10日	令和5年4月9日	別表第2第10号 (不正又は不誠実な行為)	五洋建設株式会社は、「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において、令和3年7月9日に作業員が高所作業車から転落し負傷した工事関係者事故について、所轄の労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和3年8月19日に至るまで提出しなかった。このことにより、労働安全衛生法違反の罪で略式起訴された。(令和4年12月22日、罰金刑(20万円)が確定)

※ 法令違反の事実を認定・確定した時点、措置の基準日とするため、同時点における“富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領”を適用しています。